

○信濃町企業誘致条例

昭和60年 3月12日信濃町条例第3号

改正

平成13年 3月 9日条例第7号 平成18年 3月23日条例第9号 平成24年 3月28日条例第5号

平成27年 9月25日条例第27号 平成30年 3月26日条例第13号 平成30年 9月25日条例第20号

信濃町企業誘致条例

(目的)

第1条 この条例は、信濃町内の企業等の立地を促進するため、必要な助成措置を講じ、もって町の産業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「分類表」という。）に規定する製造業に供する施設（農業施設（施設内で環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を制御して栽培を行う施設のうち、環境及び育成のモニタリングを基礎として、高度な環境制御を行うことにより、野菜、きのこ等の周年・計画生産が可能な植物工場等の施設に限る。）を含む。）をいう。
- (2) 流通業施設 分類表に規定する運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業及び倉庫業（単に自社倉庫として設置する場合は除く。）に供する施設をいう。
- (3) 卸売業等施設 分類表に規定する卸売業及び小売業に供する施設をいう。
- (4) 試験研究施設 分類表に規定する学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関に該当し、高度な技術を工業製品等の開発に利用するための試験又は研究を行う施設をいう。
- (5) 旅館業施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に供する施設をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業に供する施設を除く。
- (6) 観光業施設 分類表に規定する生活関連サービス業、娯楽業のうち町の観光発展に資するものと町長が認めた施設をいう。

- (7) 福祉施設 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。
- (8) 情報通信事業所 分類表に規定する情報通信事業のうち規則で定める事業を行う事業所をいう。ただし、個人事業者による事業所を除く。
- (9) 企業 営利の目的をもって事業を営む者で、製造業施設、流通業施設、卸売業等施設、試験研究施設、旅館業施設、観光業施設又は福祉施設（以下「製造業等施設」という。）を設置して事業を行う企業若しくは情報通信業所を開設する企業をいう。
- (10) 新設 町内に製造業等施設を有しない者が、新たに製造業等施設を町内に設置することをいう。
- (11) 増設 町内に製造業等施設を有する者が、新たに製造業等施設を町内に設置することをいう。
- (12) 投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号、第3号及び第4号の規定による土地、家屋及び償却資産の取得価格の合計額をいう。
- (13) 常時使用する従業員 企業において、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受け、通常の状態のもとに、その事業を継続するために必要な従業員をいう。ただし、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者及び試用期間中の者は除く。

(助成措置)

第3条 町長は、第5条の規定により指定した者に対し、次に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、それぞれ当該各号に定めた額を補助することができる。

(1) 製造業等施設を新設又は増設した場合

ア 当該事業完了後新たに固定資産税が課せられることとなった年度以後3年度の間、製造業等施設の新設又は増設したことに伴う土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税相当額

イ 土地に対する投下固定資産総額（第5条の規定により指定した者の製造業等施設（福祉施設を除く。）を新設又は増設するために要した土地（製造業等施設の敷地部分に相当する土地）の取得価格をいう。）の100分の25以内に相当する額

(2) 情報通信事業所を開設した場合

ア 新たに開設する情報通信事業所に必要となる建物改修（町内施工業者が行った建物改修に限る。）に要した費用の2分の1以内に相当する額（150万円を上限とする。）

イ 新たに開設する情報通信事業所に必要となる事務機器の取得（町内の事業者からの取得に限る。）に要した費用の2分の1以内に相当する額（上限を50万円とする。）

ウ 業務開始以後3年の間、新たに開設する情報通信事業所及び事業を行うための業務車両等の駐車場の1月当たりの賃借料の2分の1以内に相当する額（月額5万円を上限とする。）

エ 業務開始以後3年の間、新たに開設する情報通信事業所において、1月当たりに事業者が支払う通信回線使用料の2分の1以内に相当する額（月額5万円を上限とする。）

2 町長は、前項各号に規定するもののほか、新設若しくは増設又は開設する企業に対し、敷地、労務、金融、電力等のあっせん及び当該製造業等施設の新設若しくは増設又は情報通信事業所の開設に必要な用地、道路その他の施設整備に協力するものとする。

（助成の基準）

第4条 前条の規定する助成措置の指定を受けることができる者は、次の各号に該当するものでなければならない。

（1） 製造業等施設の新設の場合 製造業等施設を新設するために要した投下固定資産総額が5,000万円以上のものであって、かつ、常時使用する従業員の数が10人以上（旅館業施設を新設する場合は、5人以上）の者

（2） 製造業等施設を増設の場合 製造業等施設を増設するために要した投下固定資産総額が2,000万円以上のものであって、かつ、その増設に伴い常時使用する従業員数が5人以上（旅館業施設を増設する場合は、2人以上）増加する者

（3） 情報通信事業所を開設する場合 操業開始から継続して3年以上事業を行い、かつ、町内に住所を置く常時使用する従業員数が3人以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、助成の対象としない。

（1） 国、県及び町並びにその他の公共団体又は公益団体等からの補助金等の交付を受けている場合

（2） 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している場合

（3） 企業の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有すると認められた場合

（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が助成の対象として不相当と認めた場合

(指定)

第5条 町長は、製造業等施設を新設若しくは増設又は情報通信事業所を開設する者について、前条に規定する基準に該当し、かつ、当該製造業等施設の新設若しくは増設又は情報通信事業所の開設が本町産業の振興上適当と認めた場合は、その者を指定する。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める申請書を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第6条 町長は、前条の指定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消す。

(1) 第4条に規定する基準を欠くに至ったとき。

(2) 事業を廃止したとき、又は廃止の状態にあると町長が認めたとき。

(3) その他町長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により取消しがされたときは、第3条の規定による補助金を返還させることができる。

(審議会)

第7条 企業の誘致に関する重要事項を調査審議するため、信濃町企業誘致審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

(1) 第5条第1項の規定による指定に関する事項

(2) 前条第1項の規定による取消しに関する事項

3 審議会は、委員8人以内で組織し、委員は、町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

6 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

7 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

8 審議会は、会長の招集により委員の過半数の出席で開会し、会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 9 日条例第 7 号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月23日条例第 9 号）

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月28日条例第 5 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 5 条第 1 項の規定により指定された者は、この条例による改正後の条例第 5 条第 1 項の規定により指定された者とみなす。

（信濃町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

3 信濃町過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成25年信濃町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「信濃町企業等誘致条例」を「信濃町企業誘致条例」に改める。

附 則（平成30年 9 月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。